

債務超過社会における会社分割に対する法人格否認の法理・詐害行為取消権適用の可否

著者	村上 裕
著者別表示	Murakami Hiroshi
雑誌名	金沢法学
巻	60
号	2
ページ	187-198
発行年	2018-03-01
URL	http://doi.org/10.24517/00050370

債務超過会社における会社分割に対する 法人格否認の法理・詐害行為取消権適用の可否

(京都地判平成 27 年 3 月 26 日判例時報 2270 号 118 頁)

村 上 裕

【事案の概要】

訴外 A 食品株式会社（以下、A 社という。）は、平成 19 年 12 月に、X 銀行から 3000 万円の貸付を受けた（以下、「本件貸付」という。）。しかし旧工場の処分に伴う損失や人件費・材料費の高騰等のため、A 社は平成 21 年 1 月期には約 5 億 7000 万円の債務超過に陥っていた。

A 社の代表取締役である B は、事業再生コンサルタントと相談し、まずは金融機関に対するリスケジュールを依頼し、それが叶わなかった場合には会社分割による再建を目指すこととした。平成 21 年 3 月に A 社は、借入先の全金融機関に対して書面を発してリスケジュールを依頼したが、功を奏しなかったため、同年 5 月 1 日付で新設分割（以下、本件新設分割という。）を実施し、Y1 社が設立された。

本件新設分割により、A 社の資産のうち事業用資産のほとんどは Y1 社に承継され、2 億 3000 万円余りの売掛金債権や、短期貸付金等は A 社に残された。A 社の負債については、未払給与や社会保険料等の未払金や、取引先に対する支払手形等の債務は Y1 社に承継されたものの、X の本件貸付に係る債務を含む、約 9 億円に上る金融機関からの借入金債務は一切承継されなかった。なお本件新設分割の計画書には、A 社から Y1 社に対して承継される負債の中に、B の妻 F 及び Y2 からの借入金債務が含まれていたが、実際に実施された本件新設分割においては、これらの債務は Y1 社に承継されなかった。なお、本件新設分割による A 社から Y1 社への債務の承継については、A 社がすべて

重畳的債務引受をしており、本件新設分割に関して発行された Y1 社普通株式 1000 株（以下「本件株式」という。）は、全て A 社に割り当てられた。

本件新設分割について、金融機関に対して同年 5 月のバンクミーディングにおいて説明がなされ、そこでは本件株式についてスポンサー企業 E に譲渡し、得た代金で金融機関に対する配当を実施すること等が説明された。その後 A 社と E との交渉を経て、平成 22 年 1 月に 300 万円で本件株式が売却された（以下、この E への譲渡を「本件株式譲渡①」という。）。

X は同年 3 月、本件貸付にかかる金銭の返還を求めて、本件訴えを提起した。しかしその後 A 社は同年 6 月に破産手続開始決定を受け、管財人 C が選任された。C は、本件株式譲渡①を廉価売却であるとして否認し、新たに本件株式を売却すべく入札を行った。その結果、B の長男である Y2 が 2000 万円で本件株式を取得し、代金は C に支払われた（以下、この Y2 への譲渡を「本件株式譲渡②」という。）。当該売却代金は破産財団に組み込まれ、配当が実施され、同年 8 月に破産手続は終結した。もっとも当該配当によってもなお、X の A 社に対する債権としては、元本及び遅延損害金計約 2300 万円が残っている。

X の本件訴えの請求の趣旨は、主位的請求としては法人格否認の法理によるものであり、予備的請求としては、本件新設分割の詐害行為取消および被保全債権の限度での価格代償を求めたものである（その他、本件新設分割後に A 社と Y1 社の間でなした相殺が破産法 71 条・72 条との関係で問題となっているが、本稿では省略する）。

【判旨】請求棄却（確定）

①法人格否認の法理の成否について

「認定事実によれば、A 社は、……倒産を回避するためやむなく新設分割の方法により再建を図ることとして本件新設分割を実施したことが認められる。

また、B の妻 F 及び Y2 が A 社に対して有する貸付金に係る債務は、Y1 社には承継されていない。

以上に加え、会社法自体が事業再生の一手法として新設分割制度の活用を想定していると解されることに照らせば、本件新設分割は、A社が従業員や取引先に多大な迷惑をかけることになる倒産を回避し、事業の再生を図るためにやむなく実施されたものというべきであり、……法人格を濫用する目的までは認められない。

これに対し、Xは、事業の自主再建や従業員の雇用確保といったY1社の主張する目的は正当なものとはいえない旨主張する。しかし、本件新設分割は、強制執行免脱や財産隠匿といった違法、不当な目的でされたものではなく、前述した本件新設分割の目的が、法人格の濫用といえる程度に不当であるともいえない……。

また、Xは、本件新設分割のスキームでは、Y2がEから本件株式を取得することが当初から予定されており、真の目的は、……長男であるY2にA社の事業を承継させることにあったと主張する。しかし、Y2が本件株式を取得することが当初から予定されていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。本件株式をY2が管財人から購入したことにより、結果として、A社の事業が第三者の手に渡らず、長男であるY2に承継された事実が認められるとしても、本件新設分割が債権者を害する行為と評価されるような場合でない限り、そのこと自体を不当と評価することはできないというべきであるから、Xの上記主張は採用できない。」

②詐害行為取消権の成否について

「株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立会社はその債権に係る債務が承継されず、新設分割において異議を述べることができない新設分割会社の債権者は、民法424条の詐害行為取消権に基づき、その債権の保全に必要な限度で新設分割を取り消すことができると解するのが相当である（最高裁平成24年10月12日第二小法廷判決・民集66巻10号3311頁）。」

「詐害行為取消権は、債務者の責任財産が減少する場合に、債権者保護のため例外的に債務者の財産処分に介入することを認めるものであるから、対象となる行為の詐害性は、処分行為時だけでなく詐害行為取消権の行使時点（事実審の口頭弁論終結時）にも存することを要するというべきである。

……A社は、本件新設分割前の平成21年1月20日時点では、約5億7000万円もの債務超過の状態であり、無資力であったと認められるところ、本件新設分割は、A社の大半の資産をY1社に移転するとともに、Y1社に承継される負債についてはA社が重疊的債務引受をすることを内容とするものであるから、本件新設分割は、A社の責任財産を減少させる行為として、当該行為の時点では詐害性があったというべきである。

もともと、A社は、本件新設分割により、Y1社にその一般財産を移転することの対価としてY1社の全株式（本件株式）を取得しており、管財人は、本件破産手続において、Eへの本件株式譲渡①を否認した上で、最終的には、破産裁判所の許可を得て、本件株式を2000万円でY2に売却し、同代金をA社の破産財団に組み入れている。

……本件新設分割直前の平成21年1月20日時点におけるA社の資産状況によれば、A社の一般破産債権への配当率は1.0574%であり、同債権の引き当てとなるA社の一般財産は約1201万円程度であったと認められる。

そうすると、管財人による本件株式の任意売却により、A社の一般財産は回復した（かえって本件新設分割時点よりも800万円程度増加した）というべきである（一般債権者への配当率でみても、1.0574%から2.45%に上昇している。）。

また、詐害行為取消訴訟は、債務者に関する破産手続開始により中断し、破産管財人が当該訴訟を受継した上で、否認訴訟等に切り替えて追行することが本来予定されている（破産法45条1項2項）。この点、本件では、A社の管財人は、本件訴訟のうち詐害行為取消請求に係る部分を受継せず、本件新設分割自体の否認に代えて、本件株式譲渡①の否認請求により破産財団の回復を図っ

たものと解されるのである。そうすると、管財人の否認権行使及び本件株式譲渡②により、A社の責任財産が回復された以上、Xによる詐害行為取消権の行使を認める必要性も存在しないというべきである。

したがって、本件株式の売却によりA社の一般財産が回復した以上、本件新設分割には、もはや詐害性は認められず、Xは詐害行為取消権を有しないというべきである。」

【評釈】判旨賛成だが、理由付けに疑問あり

本判決は、債務超過あるいはそれに近い状態でなされた会社分割に対する詐害行為取消権・法人格否認の法理の適用の可否という、多数ある濫用的会社分割の事例の1つであり、その意味ではとくに目新しいものではない。しかし本件は、会社分割後にいったんなされたスポンサー企業への新設会社株式の譲渡が破産管財人によって否認され、より高い価格で再譲渡されたものの、再譲渡先が分割会社代表取締役の親族であったというやや特殊な事案である。以下、判決の検討順に沿って、法人格否認の法理、詐害行為取消権の順に検討する。

1. 法人格否認の法理

濫用的会社分割に対して法人格否認の法理（以下、単に「法理」という。）の適用が問題となったケースは、多数の下級審裁判例において見られる。それらは、濫用的会社分割をいわゆる法人格濫用事例としてとらえ、支配要件ないし目的要件の存否について検討する点で概ねの方向性は一致している¹。法理のうち濫用類型については、支配要件のみならず目的要件をも満たすことが必要

1 元芳哲郎・豊田愛美「会社分割と法人格否認の法理」判例タイムズ1369号（2012年）58頁以下、岡田陽介「濫用的会社分割と法人格否認の法理（一）」愛媛大学40巻1・2号（2014年）55頁以下など参照。ただし、判例の事案が必ずしも濫用事例に区分されるわけではなく、濫用事例・形骸化事例いずれに分類されるとも言い難いとの評価もある（神作裕之・三上徹「商法学者が考える濫用的会社分割問題」金融法務事情1924号（2011年）52頁（神作発言））。

であるという、いわゆる主観的濫用論が学説の多数である²。判例も、福岡高判平成23年10月27日金融法務事情1936号74頁は債務免脱目的を一定程度認定しており、目的要件を満たしていると伺われる判示をするが、支配要件を欠いていることから結論としては法理の適用を否定する³。逆に、名古屋高判平成24年11月30日2012WLJPCA1306010⁴は、目的要件について一切検討することなく、支配要件を満たしていないことを理由に法理適用を否定している⁵。同様に、名古屋高判平成25年8月23日2013WLJPCA08236008は会社分割によって旧会社が分割対価として得た新会社株式が他者に譲渡されていることを理由に、東京地判平成28年1月22日2016WLJPCA01226019は新旧会社の代表者が異なることを根拠に、やはり支配要件がないことから法理適用を否定する。なお法理適用に際しては、会社分割時以降の事情も考慮される⁶。東京地判平成23年11月11日2011WLJPCA1118007はその点明確に、「法理が適用され得るのは、あくまでも現時点（口頭弁論終結時）において法人格が濫用されている場合に限られるものと解される。仮に甲会社が、過去においてその債務を免れるために乙会社の法人格を濫用していたことがあったとしても、その後現在までに乙会社に対する支配権を失っているような場合には、もはや甲会社と乙会社を同一視することは困難であり、上記の法理の適用の基礎を欠くものというほかない」と述べる。

一方で詐害性の強い事案について、主観的濫用論に拘泥しない判例も存在す

2 最判昭和48年10月26日民集27巻9号1240号も、同様の見解に立っているとされる（上柳・鴻・竹内編『新版注釈会社法1』（有斐閣・1985年）75・76頁（江頭憲治郎））。

3 支配要件・目的要件の双方を満たしており法理適用を肯定する判例としては、例えば福岡地判平成23年2月17日金融法務事情1923号95頁がある。

4 以下、文献番号のみを記載している判例は全て、Westlaw Japan データベース掲載の判例である。

5 一方、原審たる名古屋地判平成24年3月27日2012WLJPCA03276012は、「本件会社分割等は、被告旧会社及び被告新会社の背後にあってこれらを支配している訴外会社が、原告を含む非同意預託金債権者を詐害する違法、不当な目的で行ったものであるといわざるを得ない」として支配要件・目的要件の双方を肯定する。

6 元芳・豊田前掲72頁。

る。例えば東京地判平成 22 年 7 月 22 日金融法務事情 1921 号 117 頁は支配要件に一切言及することなく、目的要件のみをもって法理適用を肯定している。この判決の事案は、会社分割実行前に本店所在地を変更の上、公示方法を官報から地方紙にするなど債権者詐害の悪性が強い事案であった。この判決については、法理適用にかかる弾力的運用の好例として積極的に評価する論者も見られるところである⁷。

ただし、どのような場合に支配要件・目的要件が満たされるかという点に関しては、支配要件については、従前の下級審裁判例における債務免脱目的事例での法人格否認事例での判断枠組みに沿っていると指摘される一方、目的要件については一定の指針は見出し難いとされる⁸。それでも、大阪地判平成 22 年 10 月 4 日金融法務事情 1920 号 118 頁のように、「①倒産状況にないにもかかわらずこれを偽装して行われた、②会社分割の内容が、実質的にみても債権者平等原則の要請に著しく反する、③会社分割の内容が、分割会社の債権者に対する配当の見込みを明らかに減少させる、④会社分割の手續において、財産状況等について明らかに虚偽の説明を行った、等特段の事情がある場合」には目的要件が推認されるとして、要件を定立し精緻化しようとするものも見受けられる。このうち④に関しては、福岡地判平成 22 年 1 月 14 日金融法務事情 1910 号 88 頁でも、それまでの債権者との協議・交渉プロセスを反故にして当該債権者を害する会社分割を行った点を問題視し、結論として目的要件を肯定する。また学説においても、債権者に対する事前交渉や説明といったプロセスを目的要件存否の判定において重視すべきとの指摘がある⁹。

7 元芳・豊田掲掲 70 頁、森本滋「会社分割制度と債権者保護」金融法務事情 1923 号 (2011 年) 35 頁。

8 岡田陽介「濫用的会社分割と法人格否認の法理 (二・完)」愛媛大学 41 巻 1・2 号 (2015 年) 70 頁・75 頁。

9 藤田増夫「濫用的会社分割に関する法人格否認の法理の柔軟適用と一つの立法提言」関西商事法研究会編『会社法改正の潮流』(新日本法規出版・2014 年) 409 頁。難波孝一「会社分割の濫用を巡る諸問題」判例タイムズ 1337 号 (2011 年) 34 頁でも、良い会社分割と悪い・濫用的会社分割の区分を、会社分割に対する残存債権者の同意の有

以上から本判決を検討するに、本件においては、A社の事業用資産のほとんどがY1社に移転したものの、Y1社株式は本件株式譲渡①によりスポンサー企業に移転しており、支配者の同一性を欠いている。本件株式譲渡①はその後否認され、本件株式譲渡②によりY2に移転したが、これは破産管財人が介在しているものであるため、当初から意図的に関係者に株式を移転させる他の濫用的会社分割の判例¹⁰とはタイプの異なるものである。この点のみを法理適用を否定する理由付けとしても問題なかったのであるが、本判決は次の二点も強調されている。(1) Bの妻及びY2がA社に対して有していた債務がY1社に承継されていない点で、本件会社分割がBの親族に有利な計らいをして他の債権者を詐害せしめるものではなかったこと。(2) 会社分割が事業再生の一手法であることを前提として、本件事案において会社分割を実行することがやむを得ない不可避なものであったこと。

(1)の点は、一般論としては首肯しえる。もっとも、会社支配者の関係者に対して有利な取り扱いをしていない点のみをもって法人格濫用に該当しないと解されるのであれば、問題である。法理適用を回避するために、故意に会社支配者の関係者と会社の間にながらぬ債務を生じさせ、会社分割時には当該債務を残存させておく、ということも考えられる。当該債務の発生時期・額および会社全体の負債額の中で当該債務が占める割合、当該債務を旧会社に残存させることの合理的な理由の存否など、今少し細かい事実認定が必要ではなかったか。

(2)の点は、さらに問題である。濫用的会社分割はもともと、多額の負債を抱えた会社が債務を切り離して事業を新たに再生させるために会社分割を行ったところ、それが多数の債権者を害したために問題となったものである。つまりは、濫用的会社分割のような「悪い会社分割」であっても「良い会社分

無に求める。

10 例えば、福岡地判平成23年2月17日金融法務事情1923号95頁では、旧会社の新設分割により、代表取締役の妻が代表者を務める会社に旧会社資産が移転されている。

割」であっても、事業再生目的という点では変わらない。会社分割という「手法」が問題なのではなく、当該手法を実行することにより生じた債権者詐害という「実質」こそが問題なのであり、会社分割を行うことが再生目的の遂行上やむを得なかったとしても、それにより目的要件を否定するのは妥当ではない。

事業再建目的でもって法理適用を否定するケースは、事業譲渡での譲渡会社・譲受会社間の法理適用が問題となった東京高判昭和56年6月18日下民集32巻5-8号419頁などがあるが、当該事案は支配要件がないことが法理適用否定の主たる理由となっていると解されており、また判例は概して金融機関が再建案に同意していない場合は考慮されない傾向にあるとされる¹¹。濫用的会社分割の判例でも、事業再生目的は法理適用を否定する理由にはならないとされてきた。ゴルフ場の会社分割にかかる預託金返還が問題となった名古屋地判平成24年3月27日2012WLJPCA03276012でも、「本件会社分割等は、被告旧会社の一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、原告が自己の有する預託金債権について弁済を受けることをより困難にしたものとの評価を免れないというべきであって、本件ゴルフ場事業の継続を実現させようとする目的自体は正当なものであることを考慮しても、原告が有する預託金債権を害する行為であると解すべきである。」としており、また、詐害行為取消権の適用の可否が問題となった事案ではあるが名古屋高判平成24年2月7日判例タイムズ1369号231頁も、「…倒産を回避してその事業価値を保存する目的で本件会社分割が実行されたものであるとしても、本件会社分割を当然に正当化することはできない」と、事業再生目的が存在することによって免責されるわけではないことを明確に述べている。本件判旨が別の個所で述べているとおり、目的要件の判断においても、債権者詐害を推認できる状況であったか否かを考慮するべきであった¹²。

11 江頭憲治郎編『会社法コメンタール1』（商事法務・2008年）104頁（後藤元）。

12 なお岡田前掲（一）84・85頁は、判例において「法人格の濫用」と「会社分割制度の

また事実認定によれば、A社は平成21年4月22日に金融機関に対し、5月27日にバンクミーティングを開催する旨通知し、同年5月1日に会社分割を実行し、期日通りバンクミーティングにおいて会社分割の実行及び新設会社株式のスポンサー企業への売却計画について説明をしている。ただこのバンクミーティング以前（さらには4月の金融機関への通知以前）に会社分割による再建の可能性について、A社が非公式に金融機関に説明・同意を得ていたか否かは不明である。債権者に対する事前交渉・説明といった点でも問題があり、実のところ本件においては、目的要件が肯定されやすい事案であったと言えるのである。

2. 詐害行為取消権

本件では、本件株式譲渡②によってY2から3000万円が破産財団に支払われ、それに伴い配当率が上昇したことをもって、本件会社分割の詐害性を否定する。詐害行為取消権の行使における債務者の無資力要件については、詐害行為時に無資力状態であったか行為により無資力になったことのみならず、事実審の口頭弁論終結時においても無資力状態にあることが必要であるとするのが大審院判例の立場であり（大判大正15年11月13日民集5号798頁）、民法上も通説である¹³。債務者が行為後に資力を回復した場合には、取消を認める必要がないためである。また詐害性判断において、（会社分割を用いたことによる）債権者への弁済率が法的手続よりも高い場合には詐害性を否定する方向に作用することを示唆する見解もある¹⁴。本件においては、管財人による株式譲

濫用」の用語が使い分けられている点について検討し、特定の債権者に対する債務免脱目的での会社分割は「濫用」に当たるが、その中でも、その目的のために新会社を設立したことを濫用と判断した場合には法人格濫用、会社分割を利用したことを濫用と判断した場合には会社分割制度の濫用に当たるとしている。

13 奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社・1992年）295頁、中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店・2013年）239頁、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社・2017年）795頁など。

14 倒産実務交流会編『争点倒産実務の諸問題』（青林書院・2012年）60頁（黒木和彰・

渡①の否認と Y2 へのより高額での株式譲渡②により A 社資産が実質的に回復したと言え、無資力要件を満たさない（少なくとも配当率は上昇している）以上、詐害行為取消権の行使を認めないとした判旨に賛成である。

会社分割とその後の新設会社株式の廉価売却が問題となる場合、両者を一連の連続したスキームと見て、一体として否認することもあり得たところ、管財人は株式譲渡①の否認のみにとどめている。これは株式譲渡①が安価になったのは B の企図するところではなかったことが大きく、両者を計画的な一体のものとして見ることは困難であったためと推察される。このため、本判決も一方で本件会社分割は分割時点では詐害性があったとしつつ、他方で株式譲渡②により資産が回復されたとして、両者を区別して扱っている。この点も判決に異論はない。

なお、会社 759 条 4 項等のいわゆる直接請求権の適用が問題となる場合にはこれが優先され、詐害行為取消権の適用が排除されるか否かという論点とは別に、法理と詐害行為取消権の優劣関係が問題となりうる。法人格否認による債権者保護の効果が過剰であるとの懸念から詐害行為取消権によるべきとの見解¹⁵がある一方、支配株主に対する責任追及の場合には法理適用が大きな効果を発揮することや詐害行為取消権による巻き戻し的な処理が生じないことから法理の活用を肯定する見解もある¹⁶。このような効果に着目した議論のほか、濫用的会社分割の本質が偏頗性にあることに着目して基本的には詐害行為取消権によるべきとする主張¹⁷と、反対に濫用的会社分割の債権者詐害性は「法人格を濫用した責任財産の恣意的な切り分け」にあるとして法理適用を積極的に

川口珠青)。また法理の目的要件該当性の判断において、債権者の回収見込額の減少の有無に着目する、長畑周史「判批」法学研究 85 卷 9 号 (2012 年) 69 頁参照。

15 酒井一「本件判批」私法判例リマックス 53 号 (2016 年) 133 頁。倒産実務交流会編前掲 55 頁 (黒木和彰・川口珠青) は、法理適用を明文規定による救済の要件・効果が確立されるまでの過渡的・補充的な救済手段とする。

16 神作・三上前掲 52 頁 (神作発言)。

17 難波前掲 37 頁。

肯定する見解もある¹⁸。法理と詐害行為取消権の競合は、直接請求権と詐害行為取消権のような一般法・特別法の関係にあるわけではなく、要件及び効果も異なる以上、適用の優劣関係はないと言うべきである。

3. 直接請求権

本件は平成26年改正会社法制定前の事案であるため、直接請求権の適用は問題とならないが、直接請求権の「詐害性」の解釈においては詐害行為取消権の解釈が参考となる。詐害性の判断基準時についての判旨部分は、直接請求権の解釈にも応用されよう。

なお、新設分割について法理および詐害行為取消権の適用は理論的な面から難があり、直接請求権のみによるべきとの見解がある¹⁹。一方で、会社法改正前の段階において、直接請求権を債権者が行使するメリットは薄いという主張もされていたところである²⁰。すでに大阪地裁商事部においては、直接請求権に関する訴訟が5・6件継続しているという²¹。直接請求権が濫用的会社分割における債権者保護に真に資するのか、今後の判例の展開が待たれるところである。

※本稿は、JSPS 科研費課題番号 16K03396 の研究成果の一部である。

[付記] 校正段階において、神作裕之「本件判批」ジュリスト 1513 号（2017 年）110 頁に接した。

18 小出篤「濫用的会社分割・事業譲渡における会社法上の債権者保護」金融法務事情 2071 号（2017 年）37 頁。ただし、詐害行為取消権の適用より法理を優先させるべきという主張ではない点に留意。

19 酒井前掲 133 頁。

20 西村高等法務研究所責任編集『会社法改正要綱の論点と実務対応』（商事法務・2013 年）148 頁以下（郡谷大輔）。

21 西村欣也「大阪地裁における商事事件の概況」商事法務 2144 号（2017 年）8 頁。